

保護者 様

美祢市教育委員会

令和 3 年度各種援助制度について（お知らせ）

美祢市では、児童・生徒を小・中学校に就学させることが経済的に困難な家庭に対して、給食費や学用品費など学校で必要な費用の一部を補助する制度（就学援助）を実施しています。

また、特別支援学級に在籍する児童・生徒がいる保護者に対して、経済的負担を軽減するための援助制度（特別支援教育就学奨励費）を実施しています。

つきましては、申請を希望される方は、下記のとおり手続きをお願いします。

記

就学援助について

1 認定要件

下記のいずれかに該当する方

- (1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた方
 - ア 生活保護法に基づく保護の停止及び廃止
 - イ 地方税法第 295 条第 1 項に基づく市民税の非課税
 - ウ 地方税法第 323 条に基づく市民税の減免
 - エ 地方税法第 72 条の 62 に基づく個人事業税の減免
 - オ 地方税法第 367 条に基づく固定資産税の減免
 - カ 国民年金法第 89 条及び第 90 条第 1 項に基づく国民年金掛金の減免
 - キ 国民健康保険第 77 条に基づく保険料の減免または徴収猶予
 - ク 児童扶養手当の支給（全部支給の場合のみ）
 - ケ 生活福祉基金による貸付
- (2) 当該年度、保護者が失業対策事業適用者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
- (3) 児童・生徒が属する世帯の前年中収入が生活保護基準の 1.3 倍以内

認定の目安

世帯人数	目安となる世帯構成（家賃 24,000 円）	年間収入の目安※
2 人世帯	父または母 35 歳、子 7 歳	3,000,000 円
4 人世帯	父 40 歳、母 38 歳、子 11 歳、子 9 歳	4,000,000 円

世帯構成（人数・年齢）、家賃額、世帯収入、社会保険料額、医療費控除額等により各家庭によって異なりますので、申請にあたっての目安としてください。

※年間収入については、世帯全員の合計額となります。給与収入以外にも営業所得、年金所得、農業所得等も収入に含まれます。

2 援助の内容について

支給される援助費は以下のとおりです。

- 学用品費 ○通学用品費 ○校外活動費 ○通学費
- 修学旅行費 ○新入学児童・生徒学用品費 ○学校給食費
- 学校病医療費 【※別に申請が必要です。3ページ(医療券の発行について)参照】
- オンライン学習通信費

3 申請に必要な書類

- (1) 令和2年分の世帯の収入がわかる書類（源泉徴収票、確定申告の写し等）
※1月1日に市外在住の方は、下記申請期間内に申請のうえ、世帯全員分の令和3年度所得課税証明書の提出が必要です。
- (2) 振込を希望する通帳の写し（口座番号、支店名が確認できる箇所）
※申請者名義の口座に限ります。
- (3) 印鑑（認印可）
- (4) 借家の方は家賃を確認できるもの（契約書の写、領収書等）
- (5) 認定要件(1)ア～ケ、(2)に該当する方は、事実が証明できる書類（児童扶養手当証書等）

4 申請期間（4月認定の申請受付期間）

令和3年4月5日（月）～令和3年5月21日（金）
（土日祝日を除く）

受付時間 午前9時～午後5時

※申請期間が過ぎた場合は申請月の翌月からの認定となります。

（受付は各申請場所で随時行っています。）

5 申請場所

美祢市教育委員会事務局	教育総務課（市役所第1別館3階）	TEL0837-52-5260
美祢市教育委員会事務局	美東事務所（美東センター）	TEL08396-2-5555
美祢市教育委員会事務局	秋芳事務所（秋吉公民館）	TEL0837-62-1924

6 認定決定時期 6月下旬

7 注意事項

- (1) 結果については、郵送により通知いたします。電話での問合せには対応できませんので、御了承ください。
- (2) 就学援助は毎年度の申請が必要です。年度毎に認定をします。
- (3) 認定前に実施される修学旅行費等については、認定後の支給となります。
- (4) 美祢市立小中学校以外の学校に在学する児童生徒については、美祢市就学援助費交付要綱第3条の規定に基づき、通学費・医療費・給食費以外が援助対象となります。
- (5) 就学援助申請書については、教育委員会事務局教育総務課、美東事務所、秋芳事務所で用意してあります。

8 その他

(1) 新入学学用品費の入学前支給について

令和4年度に小学1年生・中学1年生となる児童を対象として、新入学学用品費を1月に支給いたします。(申請等を行う必要はありません。)

※入学前支給を受けていない小学1年生・中学1年生は令和4年7月に支給いたします。
(4月認定に限る。)

※市外転出等で対象にならない場合や、入学前支給を希望されない場合は、12月までに連絡していただく必要があります。

(2) 医療券の発行について

就学援助内容の一つに、学校検診において指摘のあった疾病について治療費を補助する制度があります。交付を希望される方は、下記のとおり手続きが必要です。

また、認定前でも医療券の発行はできますが、不認定になった場合は、市が医療機関に支払った医療費を返金していただくこととなりますので御了承ください。

ア 対象者

就学援助認定者で学校検診の結果、学校長から治療の指示があった児童・生徒

イ 対象となる疾病

学校保健安全法施行令第8条による疾病

【対象】トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯(むし歯)、寄生虫病

ウ 申請書類・申請方法

次の書類を学校へ提出してください。約1週間後には教育委員会から「医療券」を交付します。

(ア) 医療券交付申請書(学校にあります。学校へ連絡してください。)

(イ) 健康診断結果のお知らせの写し(健康診断後、学校から通知します。)

エ 使用方法

「医療券」と健康保険証を医療機関に提出してください。医療費については、美祢市で負担します。

オ 「医療券」申請期限

令和3年8月31日(火)

カ 注意事項

(ア) 「医療券」は、医療機関に提出してから有効となります。「医療券」なしで治療された場合は、その費用はお返しできません。また、領収書による対応もできません。

(イ) 認定前に申請される場合は、必ず就学援助の申請が必要です。

特別支援教育就学奨励費について

1 援助が受けられる方

美祢市立小・中学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の方で、児童・生徒の属する世帯の前年中の総所得金額（社会保険料、生命保険料、地震保険料を控除）が文部科学省の定める需要額の2.5倍未満である方。

※生活保護法に基づく教育扶助又は就学援助を受給している場合は、重複しての支給はできません。

2 援助の内容について

- 学用品費 ○通学用品費 ○校外活動費 ○通学費
- 修学旅行費 ○新入学児童・生徒学用品費 ○学校給食費

上記の援助費は実費の半額支給で限度額があります。（通学費は実費支給します。）

3 申請に必要な書類

(1) 申請書類一式

※5月下旬に教育委員会から学校を通じて、保護者の方へ配布します。

(2) 令和3年度市民税所得課税証明書

(注)「学用品費」、「通学用品費」、「新入学児童・生徒学用品費」を受給する場合は、購入先のレシート・領収書等が必要です。

4 その他

認定決定時期については、6月下旬となります。学校を通じて通知します。

御不明な点は、下記へお問合せください。

美祢市教育委員会事務局
教育総務課 担当 柳井
Tel 0837-52-5260